

条	船舶機関規則	解 説
<p>第95条</p>	<p>第8章 機関区域無人化船の機関</p> <p>(適用範囲) この章の規定は、機関区域（船舶防火構造規則第2条第21号の機関区域及び機関の遠隔制御のための装置が集中配置されている場所をいう。次条（第5号を除く。）及び第98条において同じ。）に船員が継続的に配置されない船舶（以下「機関区域無人化船」という。）に適用する。</p>	<p>第8章 機関区域無人化船</p> <p>(適用範囲) 95.0(a) 本章の規定は、機関区域無人化船(施行規則第53条の2の自動化船を含む。)として検査申請が行われる船舶について適用する。 (b) 国際航海に従事しない総トン数5000トン未満の機関区域無人化船(旅客船並びに遠洋区域又は近海区域を航行区域とする旅客船以外の船舶(限定近海貨物船を除く。))への本章の規定の適用に当たっては、以下の(1)～(3)のとおり取り扱って差し支えない。 (1) 第96条第2号の規定は、冷却水又は冷却油を供給するポンプには適用しない。 (2) 第96条第4号の規定により適用される、附属書[13]「機関区域無人化船の機関」表1中、「噴射ポンプ入口圧力（ディーゼル主機の燃料油系統）」の低位警報については設けることを要しない。(ただし、主機を2以上備える船舶に限る。) (3) 第96条第4号の規定により適用される、附属書[13]「機関区域無人化船の機関」表1中、「各シンリンダ排ガス温度上昇又は平均値からの温度差(ディーゼル主機の空気排ガス系統)」の高位警報に代えて、排気タービン過給機排ガス入口温度の高位警報を備えることとして差し支えない。 (c) 船橋に機関の集中監視制御設備を備えた船舶、国際航海に従事する総トン数500トン以上の機関区域無人化船以外の機関区域無人化船(b)に規定する機関区域無人化船を除く。)への本章の規定の適用に当たっては、当該船舶の航行区域等に応じて海事局検査測度課長の指示するところまで軽減して差し支えない。この場合において、規定の軽減については、意見及び必要な資料を添えて、海事局検査測度課長まで伺い出ること。</p>
<p>第96条</p>	<p>(機関区域無人化船) 機関区域無人化船は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 機関区域に船員が配置されない状態において連続して安全に作動する推進機関を有するものであること。</li> <li>2 この省令の規定により船舶の推進に係る補機を2台以上備え付ける場合には、当該補機の1台に異常が生じた場合に他の補機に自動的に切り換える装置を備え付けたものであること。</li> <li>3 次に掲げる装置を備え付けたものであること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 主機の遠隔制御装置であって、船橋において第93条第2項第1号及び第2号の制御を行うことができるもの</li> <li>ロ ボイラの自動制御装置</li> <li>ハ 船舶の推進に係る補機の自動制御装置</li> </ul> </li> <li>4 主機の潤滑油温度警報装置、ボイラの水位警報装置その他の機関に異常が生じた場合に警報を発する装置であって次に掲げる基準に適合するものを備え付けたものであること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 同時に2以上の警報を発することができるものであること。この場合において、1の警報は、他の警報の妨げとならないものでなければならない。</li> <li>ロ 機関室内において可聴警報を発し、機関の遠隔制御のための装置が集中配置されている場所及び船橋において可視可聴の警報を発することができるものであること。</li> <li>ハ 食堂、休憩室及び船員室（機関部の船舶職員（船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和26年法律第149号）第2条第2項の船舶職員（同条第3項の運航士を含む。）をいう。）の船員室に限る。）において警報を発することができるものであること。</li> <li>ニ 可聴警報は当該警報が確認されるまでの間、可視警報は当該警報の原因となった状態が復旧するまでの間、継続されるものであること。</li> <li>ホ 一定時間内に警報が確認されない場合において、船舶設備規程（昭和9年逓信省令第6号）第146条の41に規定する機関部の船舶職員を呼び出すための装置を自動的に作動させることができるものであること。</li> <li>ヘ 電源が断たれた場合に警報を発し、かつ、他の電源に自動的に切り換えることができるものであること。</li> <li>ト 試験をするためのスイッチを有するものであること。</li> </ul> </li> <li>5 機関区域のビルジにより機関の作動に支障が生じることがないように設定された高さに当該ビルジの液面が達した場合に警報を発する装置を備え付けたものであること。</li> <li>6 異常が生じた場合に機関の停止その他の機関の損傷を防止するための措置を自動的に講じる安全装置を備え付けたものであること。ただし、当該安全装置の機能を一時的に停止するための装置を備え付ける場合には、当該装置は、次に掲げる基準に適合するものであること。</li> </ol>	<p>(機関区域無人化船) 96.0(a) 第1号の規定の適用に当たっては、機関区域無人化船であっても、主機及び主要な補助機関(発電機及び第1種補機を駆動するものに限る。)の冷態からの運転準備については、機側で行うこととして差し支えない。 (b) 第2号の規定は、第62条の規定により補機を2台以上備え付ける場合以外の場合には適用しない。 (c) 第3号ロの規定は、第42条のボイラ以外のボイラには適用しない。 (d) 次の装置を備え付けている場合には、第3号ハに適合しているものとみなして差し支えない。 (1) 制御用空気圧縮機及び制御用油圧ポンプの自動発停装置 (2) 蒸気タービンを主機として用いる船舶であって、スクープ方式を採用する船舶にあつては、スクープ方式から循環ポンプへの自動切換装置 (e) 第4号の「警報を発する装置」については、附属書[13]「機関区域無人化船の機関」によること。 (f) 第4号イの「警報」は、可視警報により2以上の異常状態が識別できるものであること。 (g) 第4号ニの「可聴警報」は、船員室及び船橋の可聴警報を当該場所で停止した場合にも、制御場所の可聴警報は、停止しないものであること。 (h) 第4号ニの規定は、第4号ロの船橋及びハに掲げる場所における警報については適用しない。 (i) 第4号ホの「一定時間」は、3分以内を標準とする。 (j) 第4号ホの「機関部の船舶職員を呼び出すための装置」により発せられる可聴警報は、火災探知器及び炭酸ガス放出の可聴警報と識別できるものであり、かつ、警報が確認された場合に、船橋において識別できるものであること。 (k) 第6号の「安全装置」については、附属書[13]「機関区域無人化船の機関」によること。</p>

	イ 動揺、振動、衝撃等による不時の作動を防止するための措置が講じられたものであること。 ロ 作動中であることを表示することができるものであること。	
第97条	(主機の始動空気圧力) 始動に圧縮空気を必要とする主機の始動用空気の圧力は、自動的に保持されるものでなければならない。	
第98条	(燃料油装置等) 燃料油装置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 1 燃料油常用タンクは、機関区域に船員が配置されない状態において機関を作動するために十分な容量のものであること。ただし、当該タンクへの燃料油の補給が自動制御により行われるものについては、この限りでない。 2 主機及び発電機を駆動する補助機関の燃料油装置（燃料油を加熱する場合に限る。）にあっては、燃料油の温度を自動的に調節できる装置を備え付けたものであること。 3 燃料油の清浄機及び加熱器は、火災を発生するおそれのない場所に備え付けたものであること 4 燃料油常用タンクへの燃料油の補給が自動制御若しくは遠隔制御により行われる場合又は燃料油の清浄機を備え付ける場合には、あふれた燃料油を適当なタンクに導くための措置が講じられたものであること。 5 燃料油セットリングタンク又は燃料油常用タンクに加熱管を設ける場合には、温度警報を発する装置を備え付けたものであること。 2 主機及び発電機を駆動する補助機関の潤滑油装置は、潤滑油の温度を自動的に調節できる装置を備え付けたものでなければならない。 3 主機及び発電機を駆動する補助機関の冷却装置は、冷却水又は冷却油の温度を自動的に調節できる装置を備え付けたものでなければならない。	(燃料油装置等) 98.1(a) 「十分な容量」とは、機関区域を無人の状態として、計画された航行時間の通常出力による運転に必要な容量以上をいう。ただし、当該航行時間が24時間を超える場合にあつては、24時間分以上として差し支えない。
第99条	(ビルジ管装置等) 機関区域のビルジウェルは、機関区域に船員が配置されない状態において発生するビルジの量に対し十分な容量のものでなければならない。 2 ビルジ吸引管に備え付けられた弁若しくはコック又は船舶の喫水線下の外板の開口部に備え付けられた弁若しくはコックは、浸水した場合においても容易に操作することができるものでなければならない。	(ビルジ管装置等) 99.2(a) 「容易に操作できる」とは、当該弁の操作を機関室床板上において行えるよう操作棒を床板上まで延長する等の措置が講じられていることをいう。
第100条	(旅客船に対する特例) 機関区域無人化船である旅客船の機関は、第96条から前条までの規定によるほか、旅客の安全を確保するため管海官庁が必要と認める基準に適合するものでなければならない。	(旅客船に対する特例) 100.0(a) 「旅客の安全の確保のために管海官庁の必要と認める基準に適合する」とは、機関区域無人化船である旅客船の機関が第96条から第99条までの規定について、基準を軽減することなく適合し、かつ、機関区域無人化設備の操作マニュアルを船長に供与することをいう。したがって、95.0(b)に規定する船舶に該当する旅客船であっても、同項の規定による基準の軽減は認められない。この場合において、旅客船に対する特例に関し、運輸支局、海運事務所又は海運事務所にあつては意見及び必要な資料を添えて、本局首席海事技術専門官(船舶検査官)まで伺い出ること。